

個別特約

<ソフトウェア使用許諾契約書（使用権パックA）>

最終改定日：2024 年 11 月 26 日

山形県南陽市和田 3369 番地

エヌ・デーソフトウェア株式会社

エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下「当社」という。）が、直接または販売パートナーを通じてお客様に提供する「ほのぼの」シリーズ（ライセンス通知書で約款適用条件が「使用権パックA」であるソフトウェア製品をいい、以下「本製品」という。）は、当社およびその他の第三者の著作権、商標等の産業財産権、およびその他の知的財産権（以下、総称して「知的財産権等」という。）で保護された製品です。当社は、お客様が利用規約および本特約を承諾することを条件に、本製品の非独占的な使用を許諾します。なお、利用規約と本特約に相反する定めがある場合には、本特約が優先して適用されるものとし、本特約に定めのない事項は利用規約に従うものとしします。

第1条（用語の定義）

1 本特約では、用語について、以下の各号に定めた意味で解釈します。

- （1）「ソフトウェア」とは、本製品に含まれる個別のソフトウェアをいいます。
- （2）「許諾ソフトウェア」とは、当社がお客様に使用許諾するソフトウェアをいいます。許諾ソフトウェアは、連動確認表に示すソフトウェアの組合せによって構成されます。お客様の使用時点で、お客様が有効なライセンスを有するソフトウェアの組合せで、かつ、連動確認表の動作認定条件を満たす最大の組合せを包括的に許諾ソフトウェアといいます。
- （3）「連動確認表」とは、当社が許諾ソフトウェアとして有効に動作することを認定する、ソフトウェアの組合せ条件を定めた書面をいいます。
- （4）「データベース」とは、許諾ソフトウェアの実行に必要となるデータベースソフトウェアであり、当社の指定する第三者の知的財産権等で保護されており、許諾ソフトウェアと共に使用する目的でのみ使用許諾されます。
- （5）「付属ドキュメント」とは、当社が本製品の品質、仕様、運用方法を定めた書面をいいます。スタートアップガイド、マニュアル、ポイント集等、本製品の一部として、お客様に交付されます。付属ドキュメントは、当社およびその他第三者の知的財産権等で保護されており、お客様が許諾ソフトウェアを使用する目的に限り、当社がその使用をお客様に許諾します。
- （6）「コンピュータ」とは、許諾ソフトウェアの動作要件（ハードウェア要件およびソフトウェア要件を指します。）を満たす電子計算機をいいます。ただし、お客様

が仮想化技術を使用し、物理的に1台のコンピュータ上で複数の仮想的なコンピュータを動作させる場合、仮想的なコンピュータ毎にコンピュータ1台と見なします。

- (7) 「ネットワーク」とは、異なるコンピュータ同士が、Internet Protocol version 4 (IPv4) により相互通信可能なネットワークをいいます。
- (8) 「スタンドアロン端末」とは、許諾ソフトウェアおよびデータベースを格納し、許諾ソフトウェアを操作する命令をお客様が直接入力するコンピュータをいいます。
スタンドアロン端末は単独で使用するコンピュータで、他のコンピュータに対して、許諾ソフトウェアの頒布またはデータベースサービスの提供を行いません。
- (9) 「メインサーバ」とは、許諾ソフトウェアおよびデータベースを格納し、ネットワークを介して相互接続されたクライアント端末に対して許諾ソフトウェアの頒布およびデータベースサービスの提供を行うコンピュータをいいます。
- (10) 「リモートデスクトップサーバ」とは、許諾ソフトウェアを格納し、ネットワークを介して相互接続されたクライアント端末に対してリモートデスクトップサービスを提供するコンピュータをいいます。
- (11) 「リモートデスクトップサービス」とは、コンピュータが自ら実行中の許諾ソフトウェアを、ネットワークを介して相互接続された他のコンピュータに使用させるサービスをいいます。
- (12) 「クライアント端末」とは、メインサーバまたはターミナルサーバとネットワークを介して相互接続し、許諾ソフトウェアを操作するための命令をお客様が直接入力するコンピュータをいいます。
- (13) 「ライセンス」とは、お客様が許諾ソフトウェアを使用する権利をいいます。お客様が支払ったソフトウェア代金の対価として、当社は、ソフトウェア毎、権利区分毎に当該権利を付与します。
- (14) 「ライセンス通知書」とは、当社がお客様に付与したライセンスの情報（ライセンス名、数量およびライセンス期間）が記載された書面をいい、当社が本製品と同梱してお客様に交付します。
- (15) 「ライセンスキー」とは、本製品に付属し、お客様に交付される鍵番号をいいます。お客様は、当該鍵番号を使用して、当社からライセンスを付与されたソフトウェアを使用することができます。
- (16) 「ライセンス名」とは、ライセンス通知書に記載されたライセンスの名称で、ライセンスの対象となるソフトウェアおよび権利区分に関連付けられています。関連条件は、ソフトウェア・ライセンス名対照確認表で確認することができます。
- (17) 「ソフトウェア・ライセンス名対照確認表」とは、ライセンス通知書に記載されたライセンス名と、ライセンスの対象となるソフトウェアおよび権利区分を関連

付ける条件を定めた書面をいい、当社が本製品と同梱してお客様に交付します。

- (18) 「使用方式」とは、お客様がライセンスに基づき、1 台以上のコンピュータで許諾ソフトウェアを使用する態様をいいます。使用方式には、スタンドアロン方式またはクライアントサーバ方式があり、お客様は、いずれか 1 つの方法で許諾ソフトウェアを使用することができます。詳細は本条第 2 項に定める通りとします。
- (19) 「ライセンス区分」とは、許諾ソフトウェアに関して、当社がお客様に使用許諾をする範囲を定めた区分であり、詳細は本条第 3 項に定める通りとします。お客様は、ライセンス区分を超えた範囲で対象ソフトウェアを使用することはできません。
- (20) 「ライセンス期間」とは、お客様がライセンスを行使し得る期間をいいます。ライセンス期間が終了した場合、お客様は継続してソフトウェアを使用することはできません。

2 本特約における使用方式は、以下の各号に定めるとおりとします。

(1) スタンドアロン方式

お客様が、単独のコンピュータのみで許諾ソフトウェアを使用する方式をいいます。このコンピュータはスタンドアロン端末として機能します。

(2) クライアントサーバ方式

お客様が、ネットワークによって相互接続された複数台のコンピュータで許諾ソフトウェアを使用する方式をいいます。本方式では、1 台のコンピュータがメインサーバとして機能し、その他のコンピュータはリモートデスクトップサーバまたはクライアント端末としてのみ機能します。なお、本方式では、メインサーバとして機能するコンピュータをクライアント端末として兼用することはできません。

3 本特約におけるライセンス区分は、以下の各号に定めるとおりとします。

(1) 通常ライセンス（使用権パック）

お客様に、ライセンス数量と同一台数のコンピュータに対して、対象ソフトウェアおよびデータベースをインストール等複製し、メインサーバまたはスタンドアロン端末として使用する権利を付与します。

(2) WAN ライセンス（WAN 使用権パック）

お客様に、ライセンス数量と同一台数のコンピュータに対して、対象ソフトウェアをインストール等複製し、リモートデスクトップサーバとして使用する権利を付与します。

(3) クライアントライセンス（クライアント使用権パック）

お客様に、ライセンス数量と同一台数のコンピュータをクライアント端末として使用する権利を付与します。メインサーバをクライアント端末として兼用する場合、メインサーバ分のクライアントライセンスは必要ありません。

第2条（契約の成立）

- 1 お客様は、本製品のコンピュータへのインストール等、利用規約および本特約に基づき当社が付与するライセンスを、お客様が全体、部分を問わず行使した時点で、当社との間に利用規約および本特約に基づく使用許諾契約が有効に成立することに同意するものとしします。
- 2 本条第1項の使用許諾契約は、当社がお客様に付与するライセンスが全て失効した時点で失効します。

第3条（使用許諾条件）

- 1 お客様は、当社または当社の代理店から購入したライセンスに基づき、許諾ソフトウェア、データベース、および付属ドキュメントを使用する権利を付与されます。ただし、当該使用权の範囲は、お客様が有効に取得しているライセンス区分および数量に応じて、第1条各項の定義に基づき制限されるものとしします。
- 2 お客様は、許諾ソフトウェアの動作環境、ターミナルサービスの構築およびコンピュータへの許諾ソフトウェアのインストール作業等、本製品の提供以外でライセンスを行使するために必要な準備をお客様の責任と費用負担にて行う義務を負うものとしします。
- 3 当社は、下記の各号に該当する場合、ライセンス付与の対価として、お客様が既に支払ったソフトウェア代金を返却する義務を負わないものとしします。
 - （1） お客様がライセンス期間中に許諾ソフトウェアの使用を自ら中断または中止した場合
 - （2） 利用規約の定めに基づき、当社がお客様のライセンスを失効させた場合

第4条（バージョンアップ）

- 1 お客様はライセンス期間中において、当社が次の各号を目的として作成した許諾ソフトウェアのバージョンアッププログラムの提供を受けることができます。
 - （1） 瑕疵修補
 - （2） 機能および性能の変更
 - （3） 法令改正への対応
- 2 本条第1項のバージョンアップ適用作業は、当社が物理的その他の方法で提供するプログラム媒体を使用し、許諾ソフトウェアがインストールされたコンピュータに対して、お客様が自らの責任と費用負担で行うものとしします。
- 3 当社は、本条第1項のバージョンアッププログラムの作成にあたって、その作成内容、作成範囲、優先度、作成時期を自ら決定することができるものとしします。
- 4 本条第1項のバージョンアッププログラムの提供は、次の各号を前提に提供されるものとしします。
 - （1） バージョンアッププログラムは、お客様の問題を必ず解決もしくは改善することを

約束するものではありません。

- (2) バージョンアップに伴い、ソフトウェアの性能、機能、動作または画面が変更されることがあります。
- (3) バージョンアップに伴い、ソフトウェアの名称またはライセンス名が変更されることがあります。
- (4) バージョンアップに伴い、ソフトウェアの動作要件（ハードウェア／ソフトウェア）が変更されることがあります。

第5条（保証）

当社は、ライセンス期間の開始日から起算して90日間、通常の使用環境下において、付属ドキュメントに記載された許諾ソフトウェアの機能の重要な部分について、瑕疵がないことをお客様に保証します。当該部分に瑕疵が発見され、許諾ソフトウェアの使用が妨げられた場合、当社はお客様に対して第4条に基づき見つかった瑕疵の修補を行うか、当該瑕疵を回避する使用方法について情報提供を行うこととし、これを本製品の性能、品質に関して、当社が負う保証責任の全てとします。

第6条（損害賠償）

本契約に違反したことにより当社が負うべき損害賠償責任は、当社の責によりお客様に現実的に生じた逸失利益を除く通常損害の範囲に限定し、いかなる場合も、お客様がライセンス付与の対価として当社または代理店に支払ったソフトウェア代金をその上限金額とします。

附則1 給食栄養管理システム Super に関する特則

- 1 お客様が給食栄養管理システム Super をスタンドアロン方式で使用する場合、お客様は給食栄養管理システム Super と一体で提供されるデータベースソフトウェアを使用することができます。ただし、お客様が給食栄養管理システム Super をクライアントサーバ方式で使用する場合は、データベースソフトウェアを本製品とは別途有償でお求め頂く必要があります。
- 2 第1条第3項の定義にかかわらず、給食栄養管理システム Super のクライアントライセンスによって使用許諾されるクライアント端末の台数は、次に定める通りとします。
 - ・ クライアントサーバ方式で給食栄養管理システム Super を使用する場合：
ライセンス数量+1 台

（条項は以上）